

# 第3期のびのび塩竈っ子プラン

～塩竈市次世代育成支援行動計画／塩竈市子ども・子育て支援事業計画～

計画期間 令和7～11年度

計画書骨子案

令和6年8月

塩竈市



---

# 第1章

## 計画策定にあたって

---



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

塩竈市（以下「本市という。」）では、国の少子化対策と連動し、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『のびのび塩竈っ子プラン』を平成17年度に策定し、また、平成24年8月の「子ども・子育て関連3法」の成立を受け、「子ども・子育て支援法」に基づく『新のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／子ども・子育て支援事業計画～』（以降「第1期計画」という。）を平成26年度に策定しました。これにより、次世代の育成に結びつく新たな支えあいの創出や子どもたちがのびのびと育ち、安心して子育てができる環境の整備に加え、教育・保育事業の提供体制の確保等を進めておりました。

さらに、令和元年5月に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことを受け、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策のほか、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ『第2期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市子ども・子育て支援事業計画／塩竈市次世代育成支援行動計画～』（以降「第2期計画」という。）を令和元年度に策定し、子ども・子育て支援等のさらなる充実を図ってきました。

しかし、少子化の流れは留まることなく進行し、人口減少を加速化させております。国では、若年人口が急激に減少する2030年代までが、少子化・人口減少に歯止めをかけられるかどうかの重要な分岐点であり、最後のチャンスであるという認識のもと、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。この「こども未来戦略」に盛り込まれた、今後3年間を集中的に取り組む具体的施策である「加速化プラン」を着実に実行するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立しました。

これを受け、本市では、子ども・子育て施策のさらなる充実や少子化対策を図るため、第2期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者へのアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた事業量等を見直し、その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保策を盛り込んだ『第3期のびのび塩竈っ子プラン～塩竈市次世代育成支援行動計画／塩竈市子ども・子育て支援事業計画～』（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施するほか、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等により、本市に居住する子どもやその家族を支援し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子ども・子育て支援等の関連施策を展開していきます。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条及び「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針等に即して、策定するものです。

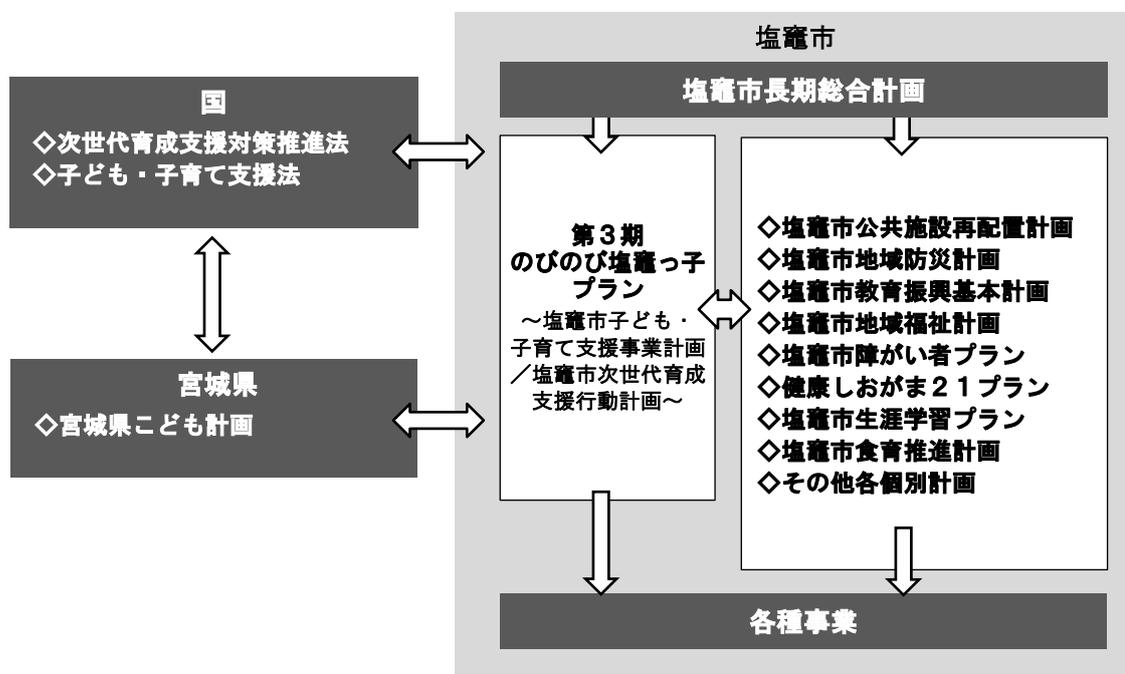
また、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が成立し、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和17年3月31日まで再延長されたため、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画も踏まえながら、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を総合的・一体的に推進していきます。

## 3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、上位計画である『塩竈市長期総合計画』のもと、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図りながら推進していきます。

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『次世代育成支援行動計画』と「子ども・子育て支援法」に基づく『子ども・子育て支援計画』を併せた計画です。

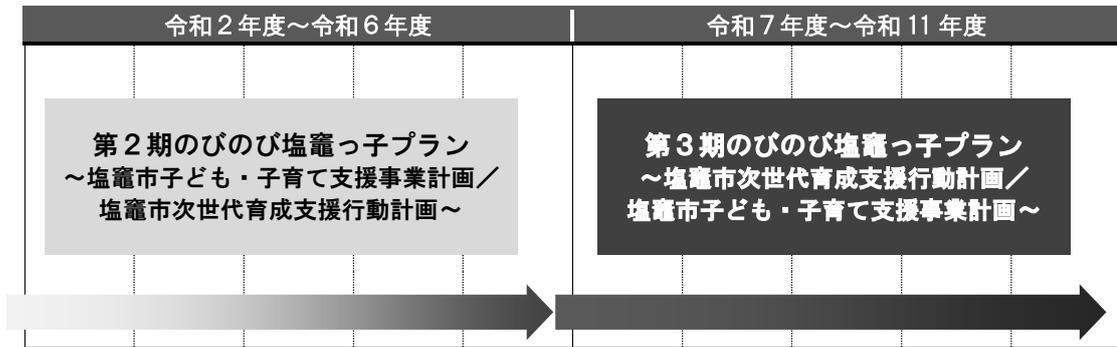
■他計画との連携



## 4 計画期間

本計画の期間は、「次世代育成支援対策推進法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

### ■計画期間



## 5 制度改正等のポイント

### (1) 児童福祉法等の一部改正

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法等の一部が改正されました。

#### (ア)子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

---

**(イ)一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**

---

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

---

**(ウ)社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**

---

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

---

**(エ)児童の意見聴取等の仕組みの整備**

---

- ①児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

---

**(オ)一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**

---

- ①児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

---

**(カ)子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**

---

- ①児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

---

**(キ)児童をわいせつ行為から守る環境整備(性犯罪歴等の証明を求める仕組み(日本版 DBS)の導入に先駆けた取組強化)等**

---

- ①児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## (2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6年6月に「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、子ども・子育て支援法等の一部が改正されました。ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計、及び児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度が創設されます。

### ア。「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### (ア) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化

- ①児童手当について、「支給期間を中学生までから高校生年代までとする」、「支給要件のうち所得制限を撤廃する」、「第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする」「支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする」抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

#### (イ) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

## (ウ)共働き・子育ての推進

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

### イ. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定(育児休業給付関係)を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

### ウ. 子ども・子育て支援金制度の創設

- ①国はア.(ア)①②、(イ)②、(ウ)①②に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
- ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用(子ども・子育て支援金)を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
- ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
- ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、ア.(ア)①②、(イ)②、(ウ)①②に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。

### (3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正（案）

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、市町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実等、基本指針の規定が改正されるとともに、その他所要の規定の整備が行われました。

#### ①家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加

基本指針に新設した事業の位置づけ等を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において、家庭支援事業の量の見込み（事業需要量）を設定する際には、利用勧奨・措置による提供も勘案の上、設定すること等を規定。

#### ②こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項として、こども家庭センターと地域子育て相談機関の設置に努めることや、これら機関の連携を図ること等を規定。

#### ③こどもの権利擁護に関する事項の追加

都道府県子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項として、①児童相談所等が適切に意見聴取等措置をとること、②都道府県が意見表明等の支援やこども権利擁護に向けた必要な環境の整備を行うことについて規定。

#### ④その他所要の改正

基本指針に規定している計画の更新等を踏まえ所要の改正を行う。



## 家庭支援事業

家庭支援事業とは、子育てに困難を抱える家庭に対する支援を拡充していくために、新たに創設された「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」の新規3事業に、既存の「子育て短期支援事業」、「養育支援訪問事業」、「一時預かり事業」を加えた6事業の総称です。

家庭支援事業のうち、新規3事業の概要は以下のとおりです。

### 子育て世帯訪問支援事業(訪問による生活の支援)

---

- ・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等  
(支援を要するヤングケアラー含む)
- ・内容：訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う  
例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

### 児童育成支援拠点事業(学校や家以外の子どもの居場所支援)

---

- ・対象：養育環境等の課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える主に学齢期の児童
- ・内容：児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う  
例) 居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

### 親子関係形成支援事業(親子関係の構築に向けた支援)

---

- ・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- ・内容：親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う  
例) 講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ(ペアレントトレーニング) 等



## こども家庭センター

こども家庭センターは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とする包括的な総合窓口であり、妊産婦や乳幼児の相談等に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）と、家庭児童相談等に対応するこども家庭総合支援拠点（児童福祉）を統合した機関です。

### こども家庭センターの事業内容

#### ①子育てワンストップ支援

支援を必要とする妊産婦や子育て世帯、18歳までの子どもを対象に、切れ目のない包括的な支援を提供。

#### ②相談業務の充実

包括的な支援のための統括支援員、児童虐待に対応する虐待対応専門員、DV等の家庭相談に対応する女性相談支援員を配置し、専門的な支援を提供。

#### ③支援体制の連携・協働

児童福祉施設、教育機関・教育委員会、障がい児支援機関、子ども食堂等の関係機関と連携し、複雑・多様化する問題や個々の家庭に応じた支援を行う。

#### ④地域子育て相談機関の整備

中学校区を目安に、既存の児童福祉施設等を「地域子育て相談機関」とし、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な窓口を設置。

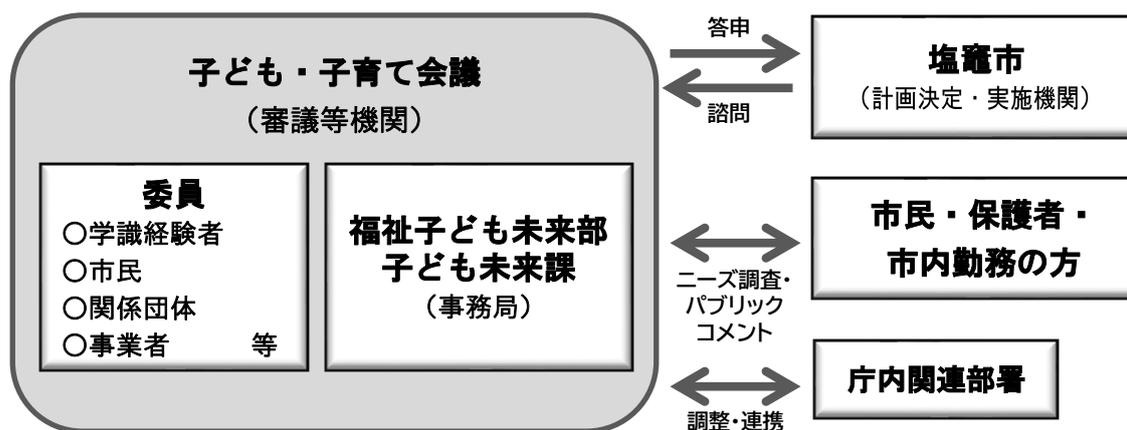
■こども家庭センター体系図



## 6 計画の策定体制と市民意見の反映

本市では、本計画を策定するにあたり、ニーズ調査やパブリックコメントを実施し、広く市民意見を聴取しました。さらには、幅広く市民の意見を反映させる場として「塩竈市子ども・子育て会議」を開催し、計画策定に必要な各検討課題に対して審議を行い、必要に応じて市民意見を計画書に反映するように努め、策定しました。

■計画の策定体制



## 7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、市民の必要なニーズに対応できるように相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施については、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

---

## 第2章

# 子ども・子育て支援の現状と課題

---

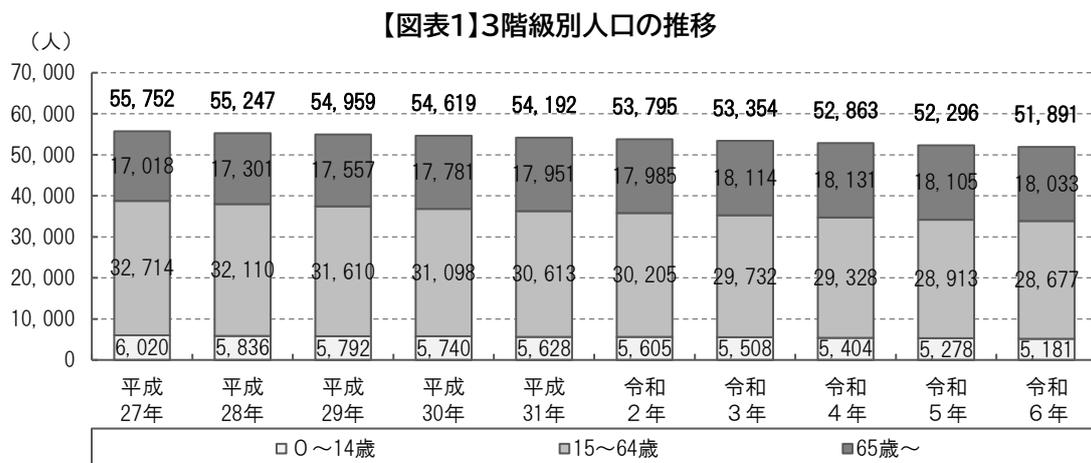


## 第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

### 1 本市における人口と子ども人口の状況

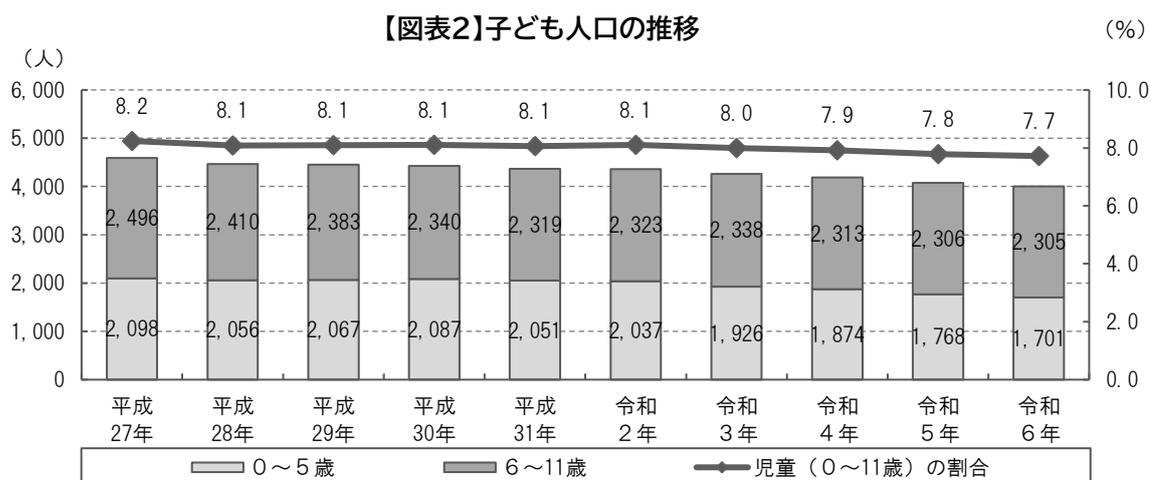
#### (1) 人口と子どもの人口の推移

本市の総人口は減少し続けており、3階級別人口をみると、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。老年人口（65歳以上）は令和4年までは増加していましたが、令和5年以降は減少に転じています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学生）の減少割合は、総人口の減少割合よりも大きいことから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下を続け、令和6年3月末には7.7%となっています。



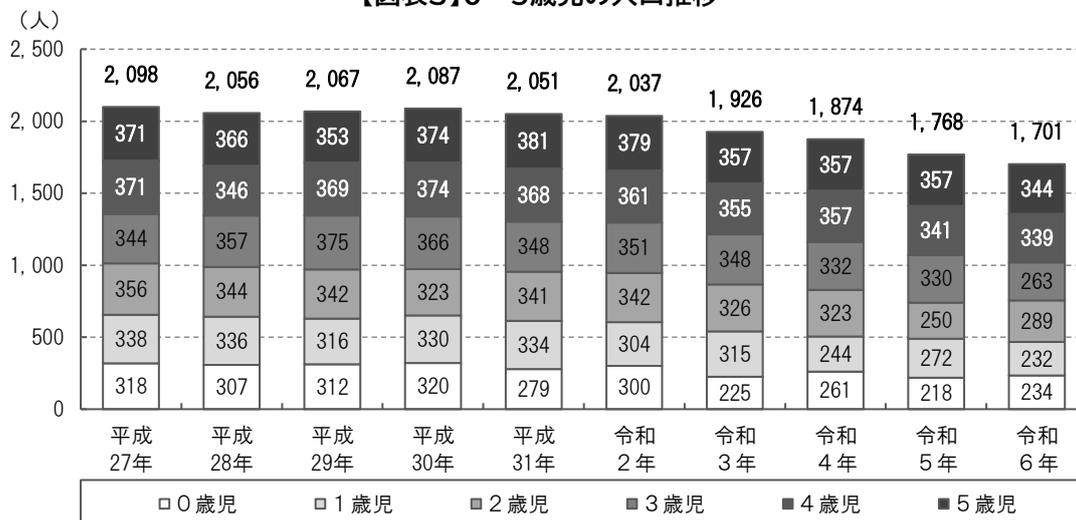
※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、平成27年から令和6年3月末にかけて全体で397人（18.9%減）減少しています。令和2年以降、急速に0～5歳児人口の減少が進んでいます。

【図表3】0～5歳児の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## （2）合計特殊出生率と出生数の推移

本市の合計特殊出生率は、平成26年以降、全国・県より低い水準で推移しています。

【図表4】合計特殊出生率の推移

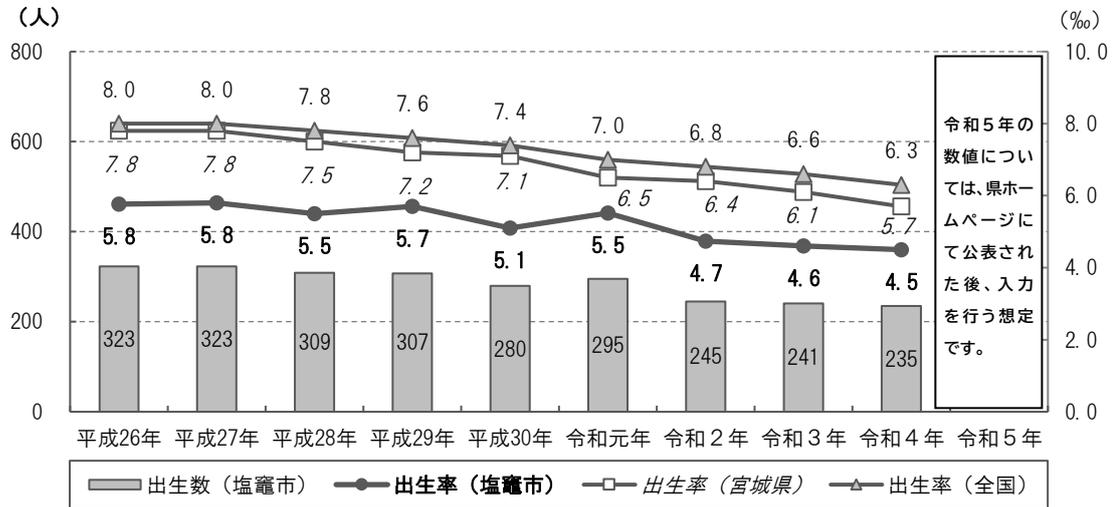
県ホームページにて公表され次第、掲載します。

資料：宮城県の人口動態調査



本市の出生数は、減少傾向にあります。特に、平成30年以降は300人を割り込んだ状態で推移しています。また、出生率を全国・県と比較するといずれの年も両者を下回っています。

【図表5】出生数の推移



資料：人口動態統計調査

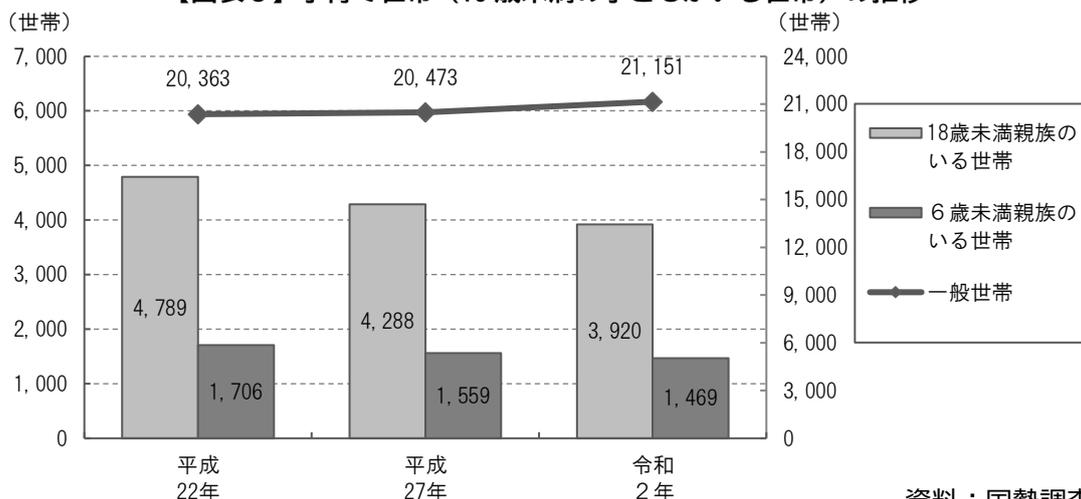


## 2 子育て世帯の状況

### (1) 子育て世帯の推移

平成22年から令和2年までの子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加傾向にあり、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

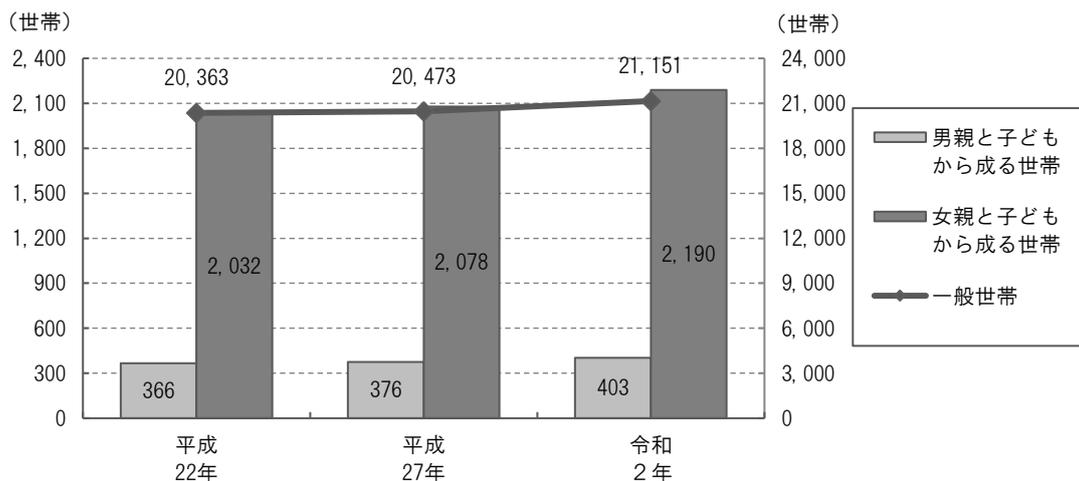
【図表6】子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。

【図表7】ひとり親世帯の推移



資料：国勢調査



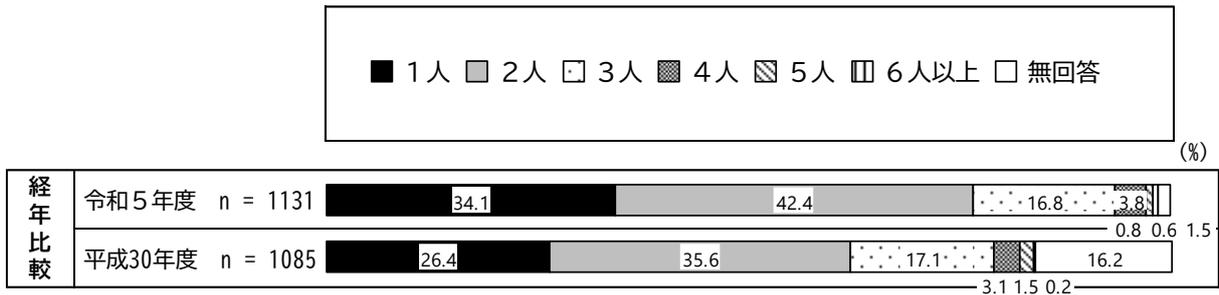
（２）子どもと家族の状況

子どもの人数については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「2人」（42.4％・42.3％）が最も高く、次いで「1人」（34.1％・30.2％）、「3人」（16.8％・20.4％）となっています。

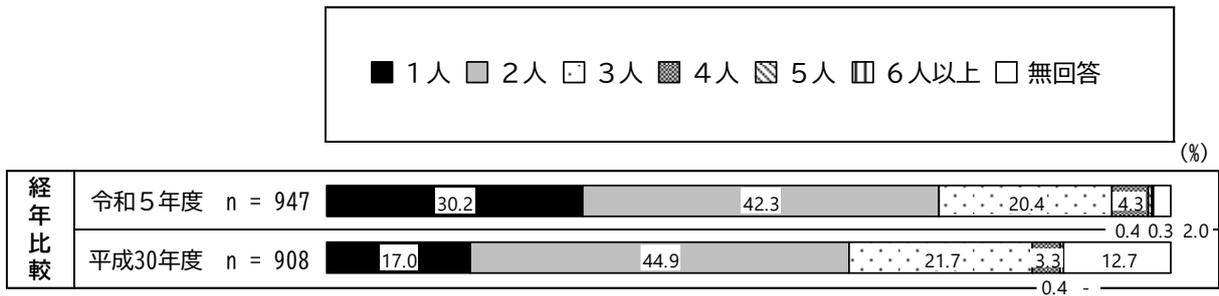
小学生の保護者では「1人」と回答した方が前回調査時（17.0％）より13.2ポイント増加しました。

【図表8】子どもの人数

《就学前児童》



《小学生》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



子育てに日常的に関わっている方については、「母親」(91.5%)が最も高く、次いで「父親」(61.7%)、「保育所」(39.3%)となっていました。

【図表9】子育てに日常的に関わっている方(複数回答)

		n	母親	父親	保育所	幼稚園	祖父母	認定こども園	その他
令和5年度		1,131	91.5	61.7	39.3	36.1	32.0	5.2	4.4
年齢別	0～2歳	355	92.4	62.5	48.5	5.1	29.3	4.5	4.2
	3～5歳	756	91.0	60.7	34.9	50.3	33.9	5.7	4.5
家庭区分別	ひとり親家庭	114	86.8	10.5	57.0	20.2	56.1	4.4	14.0
	母子家庭	106	90.6	4.7	56.6	19.8	57.5	4.7	15.1
	父子家庭	8	37.5	87.5	62.5	25.0	37.5	-	-
	夫婦家庭(共働き)	742	91.0	70.6	48.0	32.9	31.7	6.3	3.1
	夫婦家庭(非共働き)	243	95.9	58.4	3.7	53.9	23.0	2.5	4.1

子をみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(60.4%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(29.6%)、「いずれもない」(12.1%)となっていました。

就学前児童の保護者の多くは、前回調査時と同様に、日常において、また緊急時や用事の際に、親族や友人・知人に子どもをみてもらえる状況となっていました。一方で、「誰にも子どもをみてもらえない方」、もしくは、「子どもをみてもらえる状況にない方」が12.1%となっており、家庭区分別にみると、母子家庭では8.5%となっていました。

【図表10】子をみてもらえる親族や友人・知人の状況(複数回答)

		n	緊急時もしくは祖父母等親族にみてもらえる	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	いずれもない	緊急時もしくは友人・知人がみても用事の際	日常的に友人・知人がみても	無回答
比較年	令和5年度	1,131	60.4	29.6	12.1	5.0	0.7	3.4
	平成30年度	1,085	60.7	33.4	11.8	5.1	0.8	1.4
年齢別	0～2歳	355	62.0	27.9	14.6	2.8	0.3	2.3
	3～5歳	756	59.4	30.8	11.0	5.8	0.9	3.8
家庭区分別	ひとり親家庭	114	46.5	49.1	7.9	6.1	0.9	6.1
	母子家庭	106	48.1	49.1	8.5	5.7	0.9	5.7
	父子家庭	8	25.0	50.0	-	12.5	-	12.5
	夫婦家庭(共働き)	742	61.7	28.7	12.1	4.0	0.4	2.7
	夫婦家庭(非共働き)	243	63.8	25.1	13.6	7.4	1.6	2.5

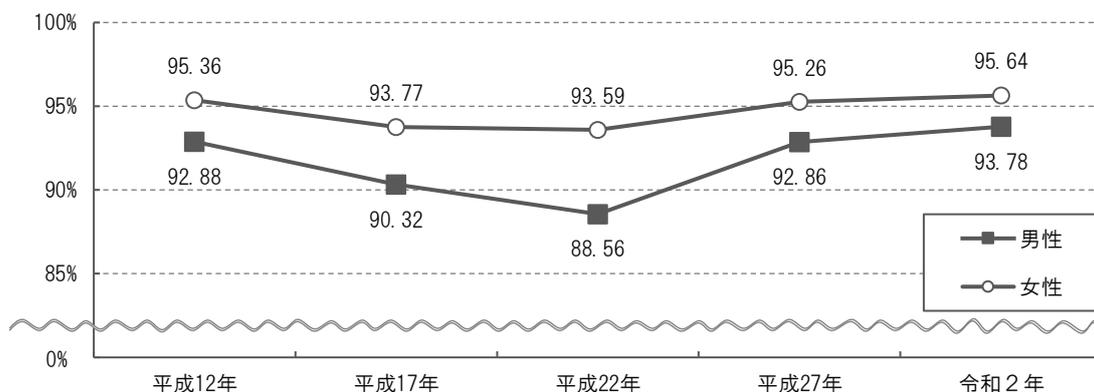
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

### 3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

#### (1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、平成22年まで男女ともに就業率は低下していますが、平成27年以降は男女ともに上昇しています。就業率が上がっている要因として、65歳以上の就業者が男女ともに増加していることに加え、65歳未満の女性の就業率が上昇していることが考えられます。

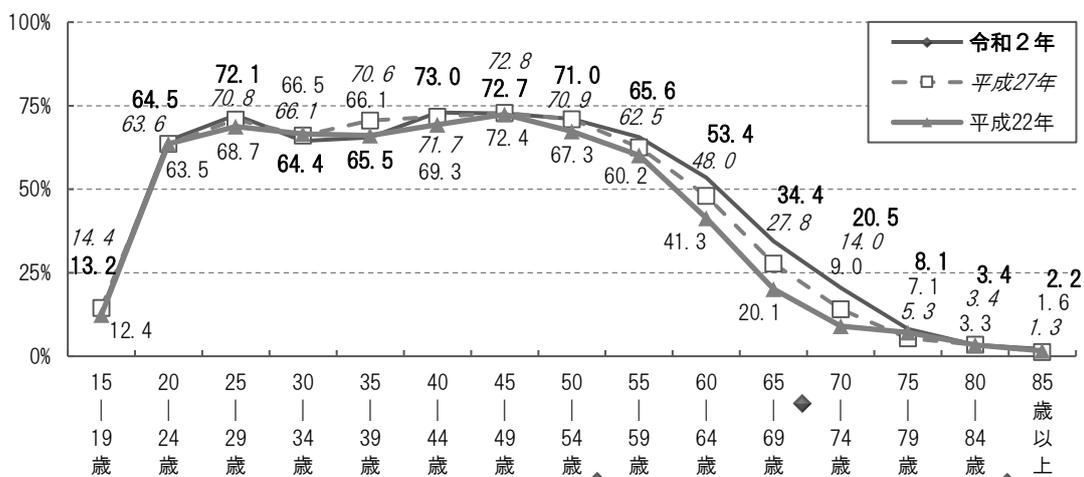
【図表 11】男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは、平成22年、平成27年では25～29歳と45～49歳、令和2年では25～29歳と40～44歳がピークとなっています。結婚時期や子どもの育児（子育て）期間の就業状況があまり変化していないことがうかがえます。

【図表 12】女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

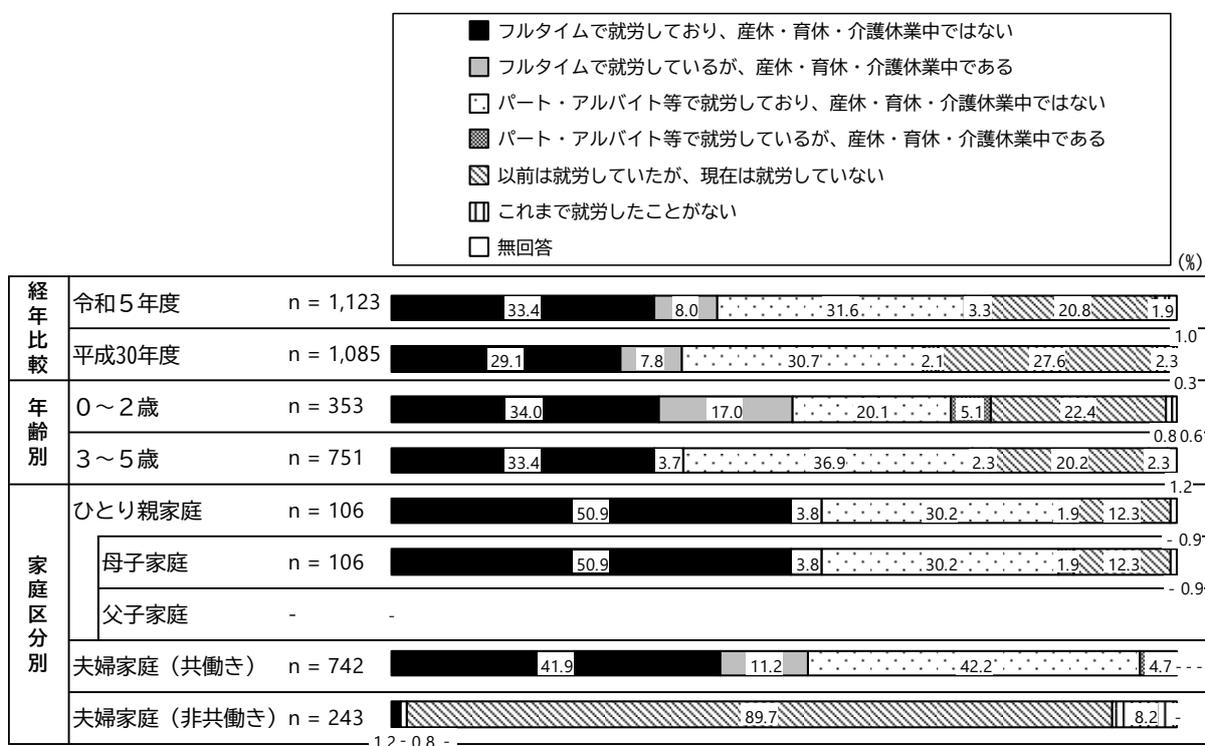
## (2) 母親の就労状況

母親の就労状況については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(33.4%・45.9%)が最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(31.6%・36.0%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(20.8%・13.5%)となっていました。

前回調査時(就学前児童：69.7%、小学生：78.6%)と比べ、働いている母親の割合が高くなっていました。

【図表 13】母親の就労状況

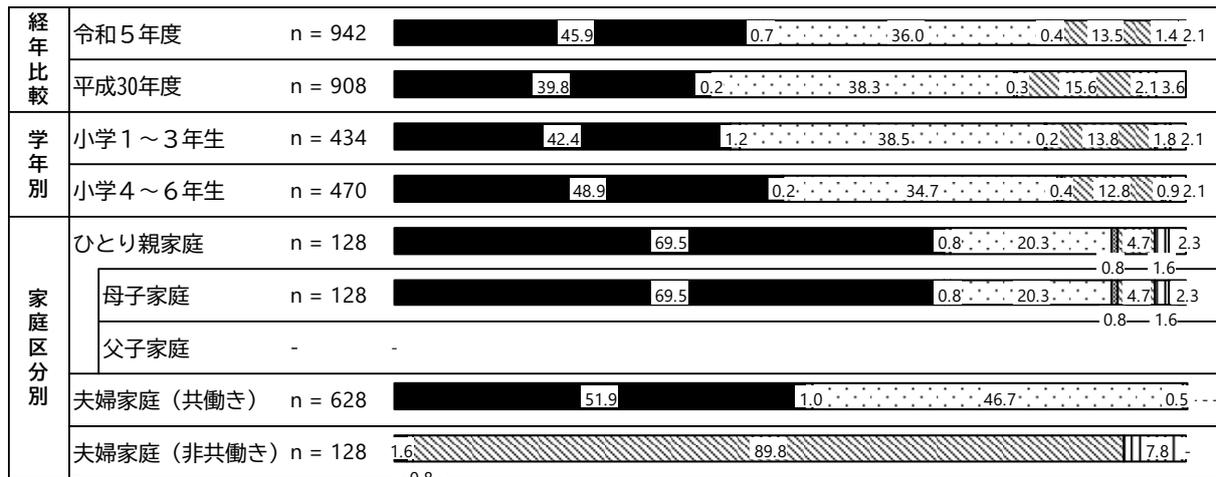
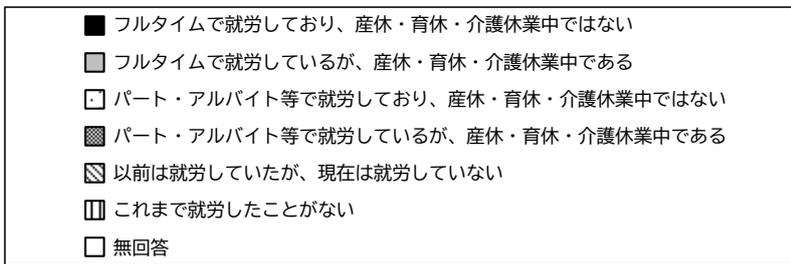
《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



《小学生》



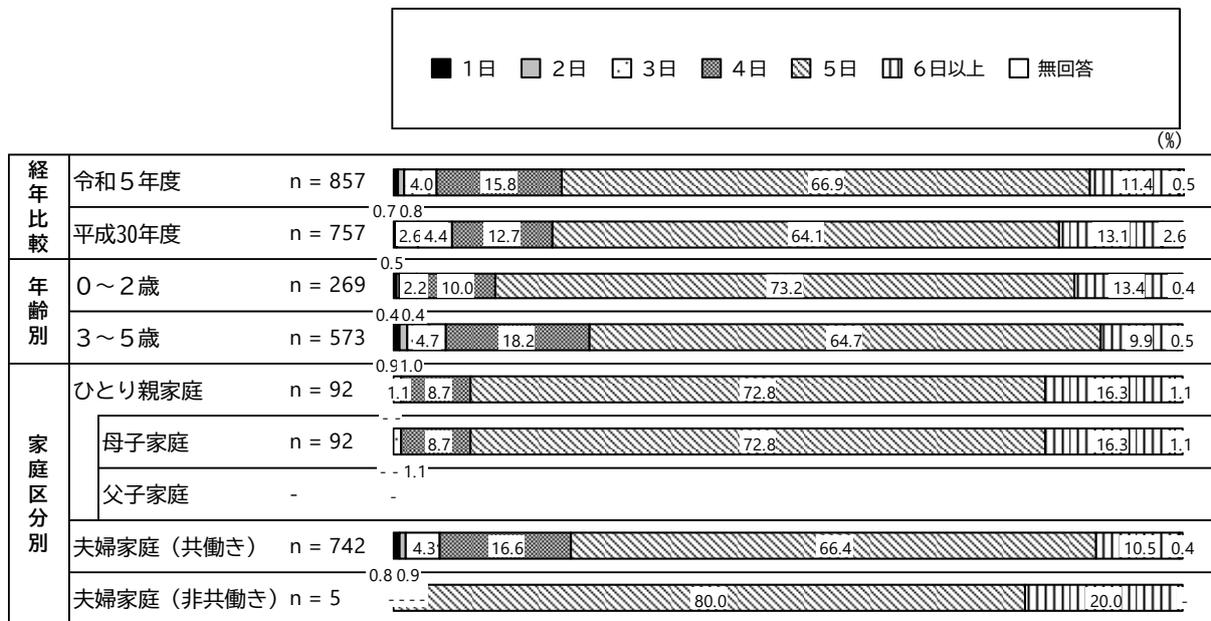
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



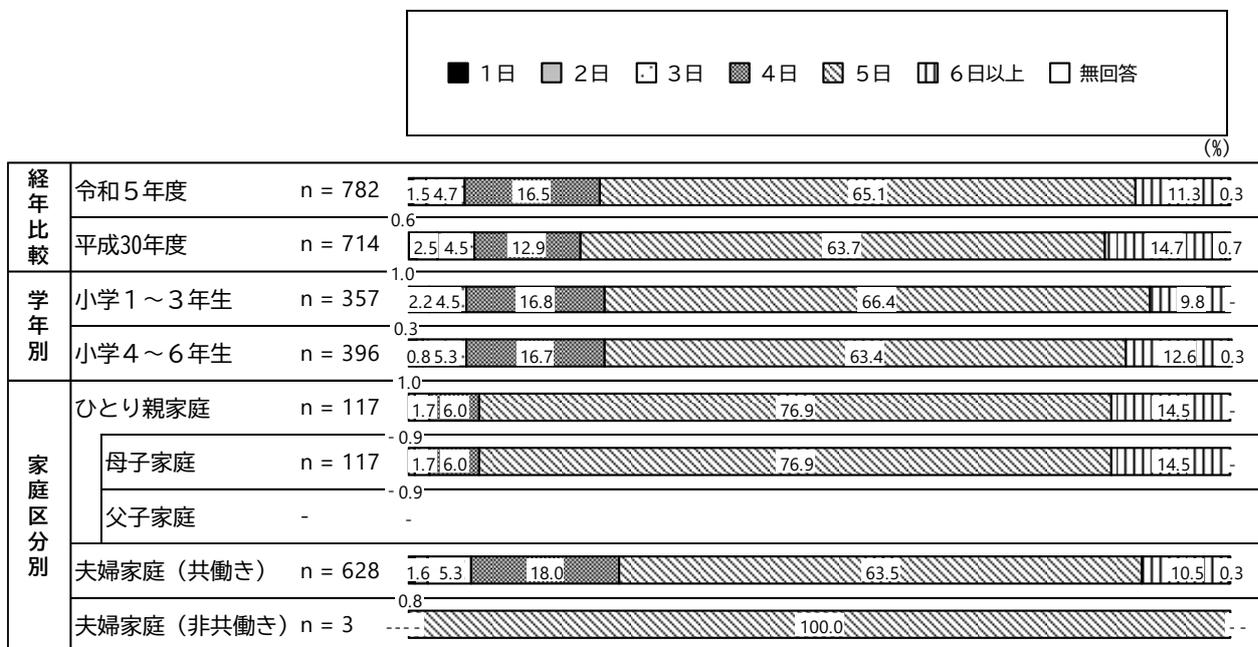
母親の1週当たりの就労日数については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「5日」(66.9%・65.1%)が最も高く、次いで「4日」(15.8%・16.5%)、「6日以上」(11.4%・11.3%)となっていました。

【図表 14】母親の就労日数

《就学前児童》



《小学生》

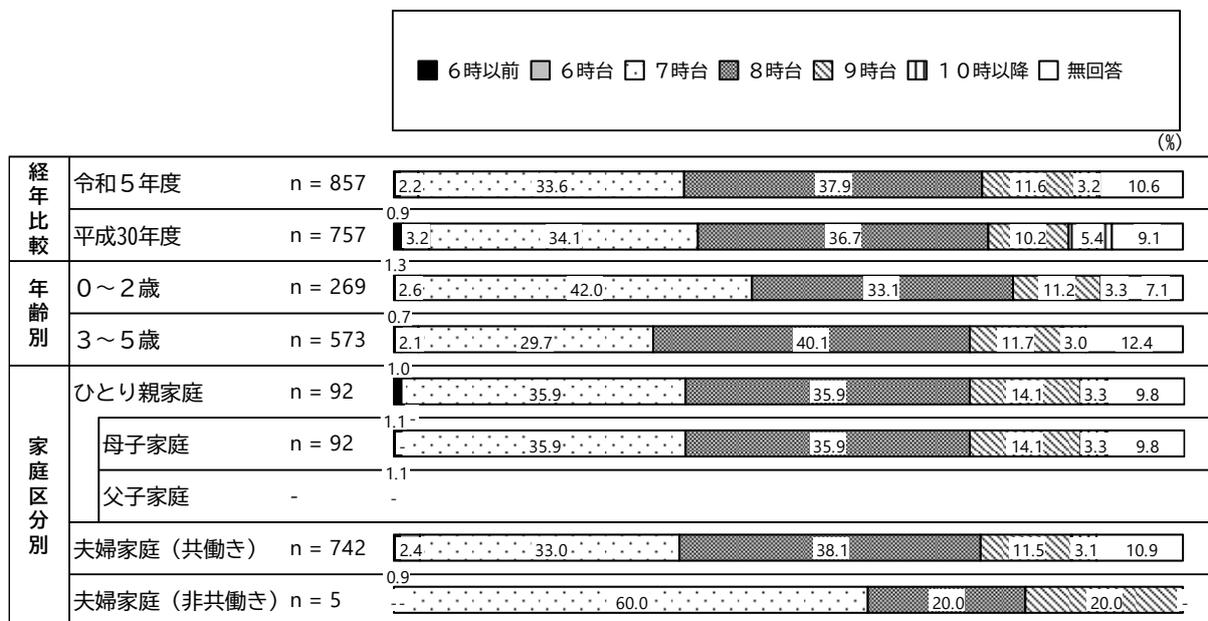


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

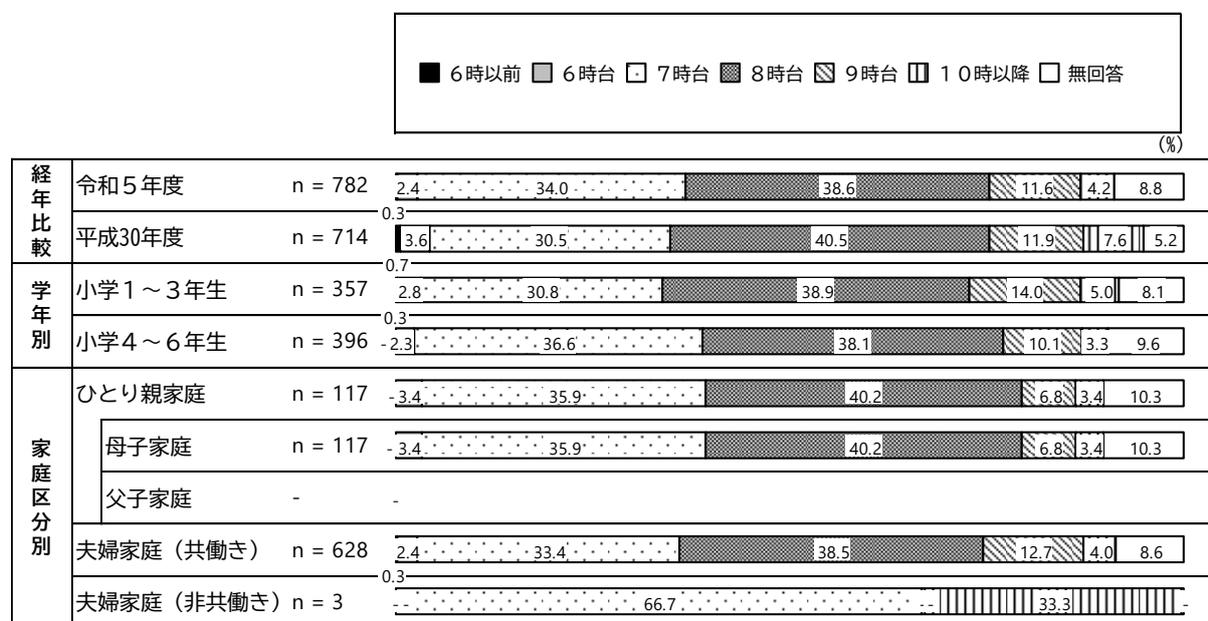
母親の家を出る時間については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「8時台」(37.9%・38.6%)が最も高く、次いで「7時台」(33.6%・34.0%)、「9時台」(ともに11.6%)となっていました。

【図表 15】母親の家を出る時間

《就学前児童》



《小学生》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



母親の帰宅時間については、就学前児童・小学生の保護者いずれも「18～19時台」(41.2%・37.7%)が最も高く、次いで「16～17時台」(32.8%・29.0%)、「12～15時台」(12.1%・19.2%)となっていました。

【図表16】母親の帰宅時間

《就学前児童》



経年比較	令和5年度	n = 857	0.4	12.1	32.8	41.2	2.3	10.6
	平成30年度	n = 757	3.8	15.6	29.5	39.0	2.0	9.1
年齢別	0～2歳	n = 269	0.7	8.2	30.5	49.8	2.2	7.1
	3～5歳	n = 573	0.2	13.6	34.2	37.0	2.4	12.4
家庭区分別	ひとり親家庭	n = 92	5.4	31.5	48.9	4.3	9.8	
	母子家庭	n = 92	5.4	31.5	48.9	4.3	9.8	
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	
	夫婦家庭(共働き)	n = 742	0.4	12.9	33.0	39.9	2.2	10.9
	夫婦家庭(非共働き)	n = 5	-	20.0	20.0	60.0	-	-

《小学生》



経年比較	令和5年度	n = 782	0.3	19.2	29.0	37.7	3.8	8.8
	平成30年度	n = 714	6.3	18.1	30.4	35.2	3.8	5.2
学年別	小学1～3年生	n = 357	0.6	19.3	30.5	37.5	2.8	8.1
	小学4～6年生	n = 396	-	19.7	27.3	37.9	4.5	9.6
家庭区分別	ひとり親家庭	n = 117	9.4	26.5	52.1	5.1	10.3	
	母子家庭	n = 117	9.4	26.5	52.1	5.1	10.3	
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	
	夫婦家庭(共働き)	n = 628	0.2	21.0	29.8	35.7	3.7	8.6
	夫婦家庭(非共働き)	n = 3	-	33.3	-	33.3	33.3	-

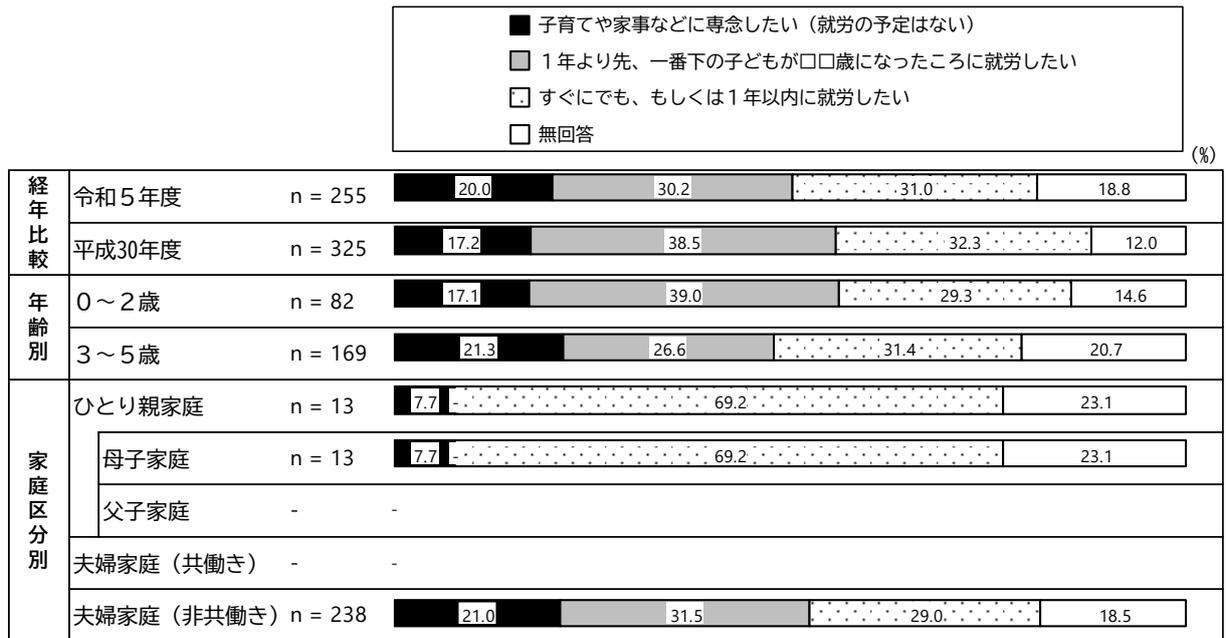
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



現在就労していない母親の就労希望については、就学前児童の保護者では「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」(31.0%)が最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(30.2%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(20.0%)となっていました。

【図表 17】現在就労していない母親の就労希望

《就学前児童》



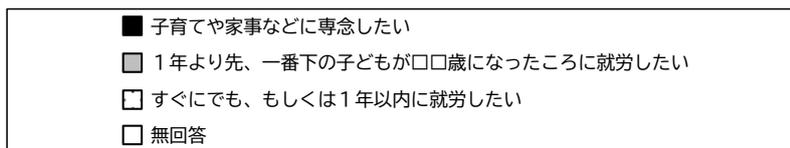
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



小学生の保護者では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(45.0%)が最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(26.4%)、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」(12.9%)となっていました。

【図表 18】現在就労していない母親の就労希望

《小学生》



		(%)			
経年比較	令和5年度 n = 140	26.4	12.9	45.0	15.7
	平成30年度 n = 161	26.1	12.4	48.4	13.0
学年別	小学1～3年生 n = 68	29.4	20.6	39.7	10.3
	小学4～6年生 n = 64	23.4	6.3	51.6	18.8
家庭区分別	ひとり親家庭 n = 8	12.5	-	50.0	37.5
	母子家庭 n = 8	12.5	-	50.0	37.5
	父子家庭 -	-	-	-	-
	夫婦家庭(共働き) -	-	-	-	-
	夫婦家庭(非共働き) n = 125	27.2	12.8	45.6	14.4

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

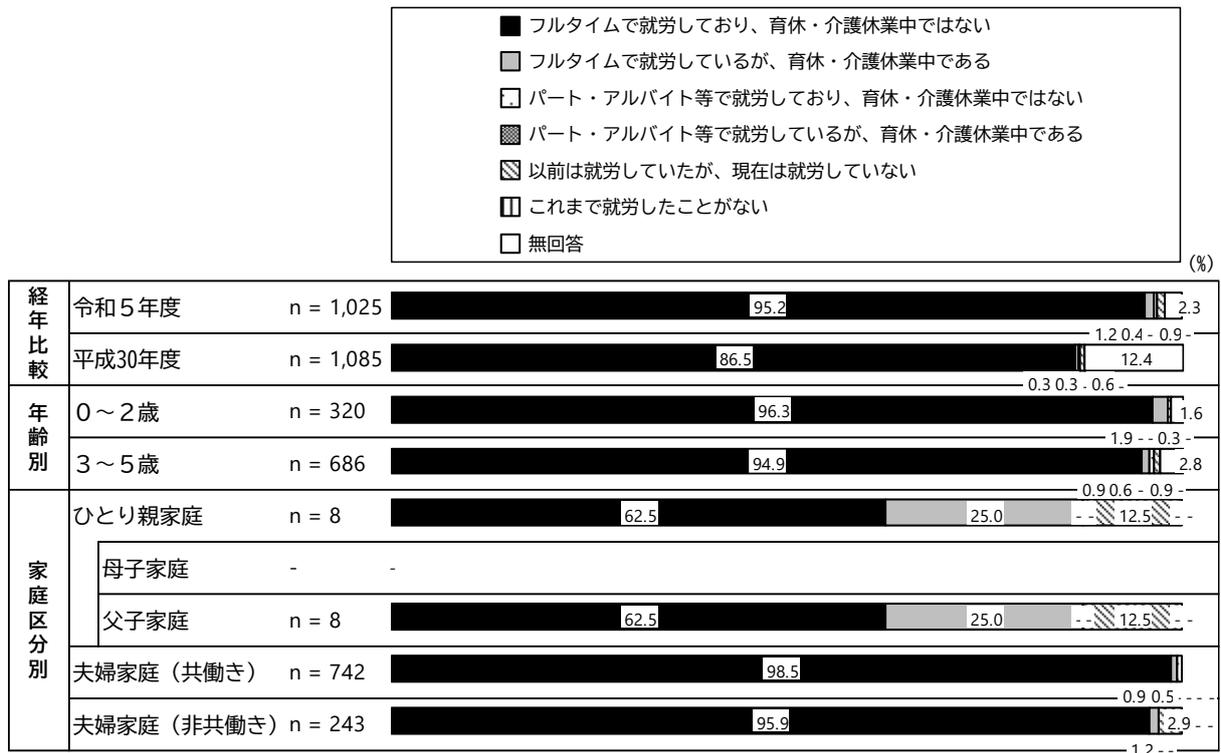
(3) 父親の就労状況

父親の就労状況をみると、就学前児童・小学生の保護者いずれも「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」(95.2%・92.4%)が最も高くなっていました。

小学生の保護者では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」と回答した方が前回調査時(77.8%)より14.6ポイント増加しました。

【図表 19】父親の就労状況

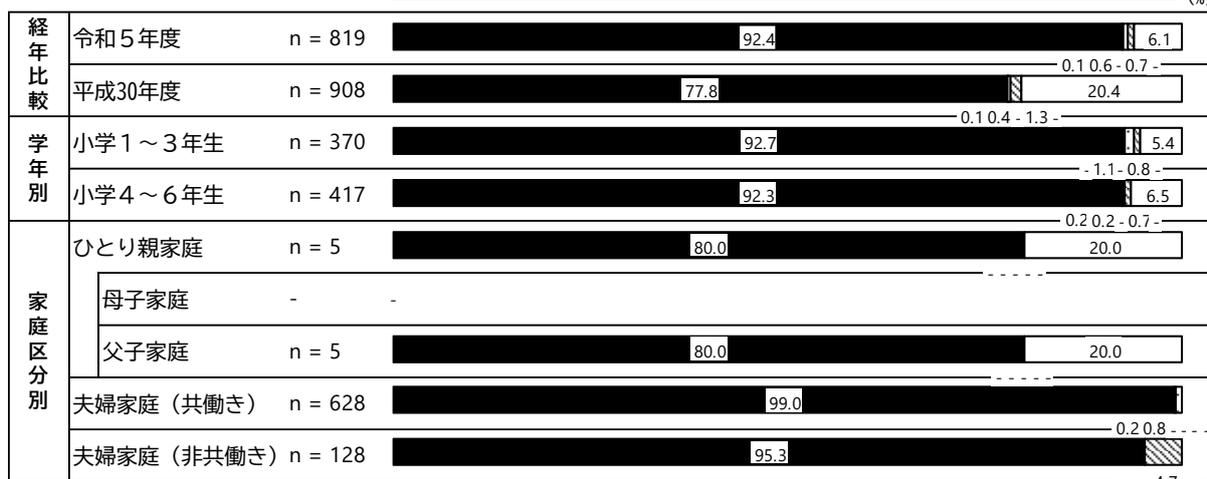
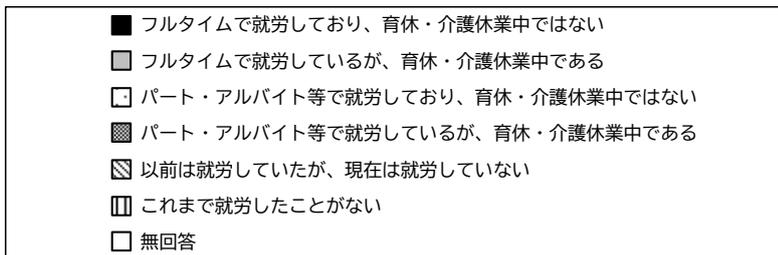
《就学前児童》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



《小学生》

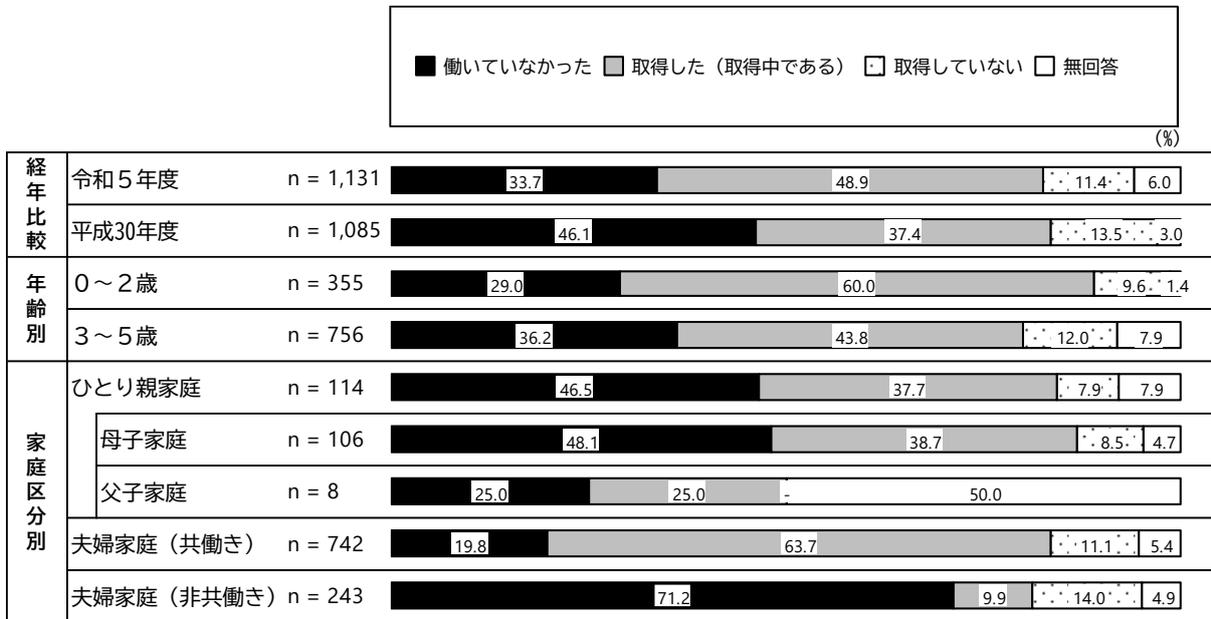


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

（４）育児休業制度・短時間勤務制度利用の状況

母親の育児休業制度の取得状況については、「育児休業を取得した（取得中である）方」（48.9％）が、前回調査時（37.4％）より11.5ポイント増加しました。

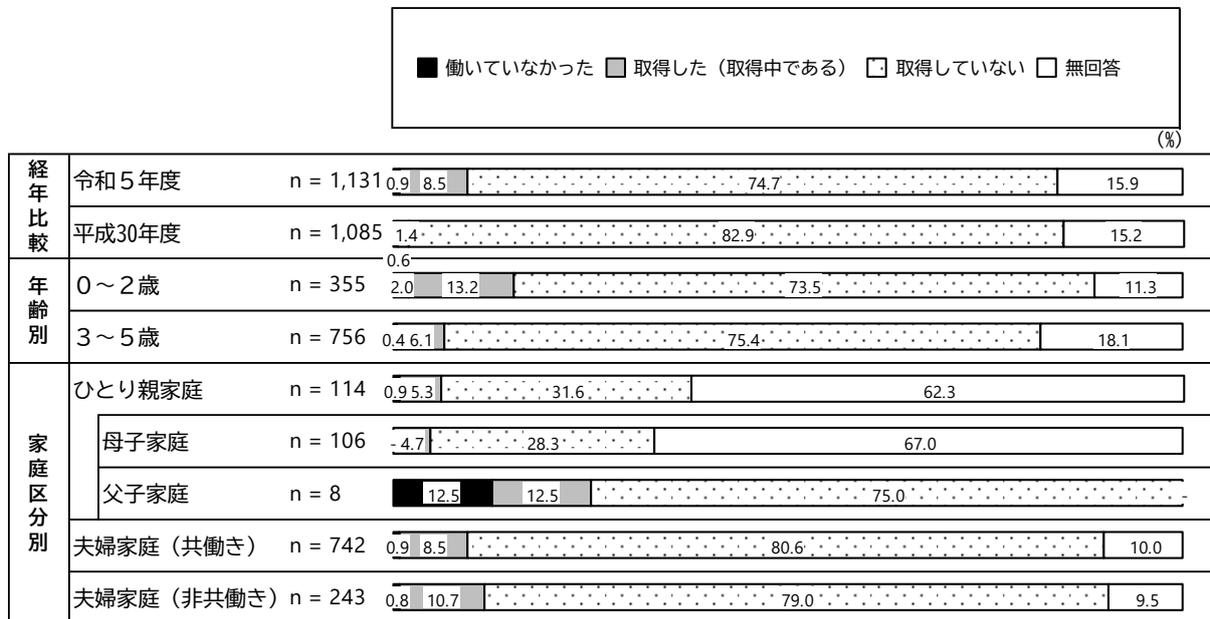
【図表 20】母親の育児休業制度の取得状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

父親の育児休業制度の取得状況については、「育児休業を取得していない方」(74.7%)が最も高くなっていました。

【図表 21】父親の育児休業制度の取得状況



父親の育児休業を取得していない理由では、「仕事が忙しかったため」(43.8%)が、前回調査時(26.7%)から17.1ポイント増となりました。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため」(37.6%)が14.5ポイント増となりました。

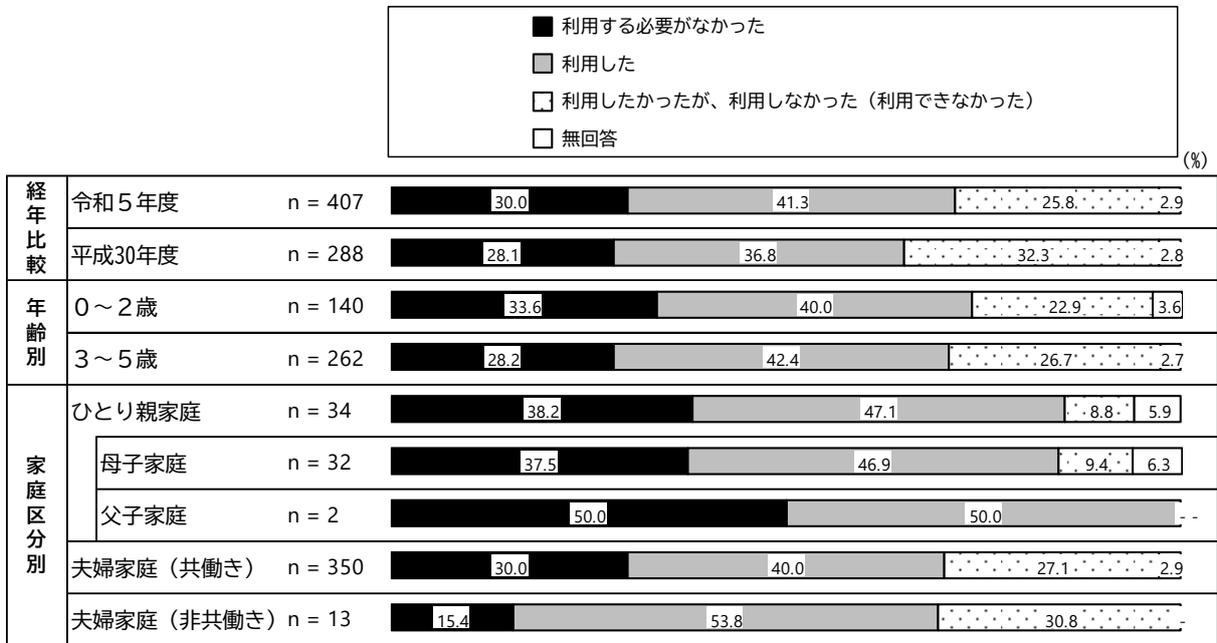
【図表 22】父親の育児休業を取得していない理由(複数回答)

経年比較	年齢別	家庭区分別	n	仕事が忙しかったため	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため	収入減となり、経済的に苦しくなるため	配偶者が育児休業制度を利用したため	制度を利用する必要がなかったため	職場に育児休業の制度がなかったため	昇給・昇格などが遅れそうだったため	仕事に戻るのに難しそうだったため	保育所などに預けることができたため	育児休業を取得できなかったため	仕事に早く復帰したかったため	退職したため	子育てや家事に専念するため	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかったため	産前産後の休暇を取ることができず、退職したため	その他	無回答
				令和5年度	平成30年度	0～2歳	3～5歳	ひとり親家庭	母子家庭	父子家庭	夫婦家庭(共働き)	夫婦家庭(非共働き)								

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

母親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況については、「利用した」(41.3%)が、前回調査時(36.8%)からやや増加しているものの、25.8%の方が「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答しました。

【図表 23】母親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況



母親の短時間勤務制度を利用できなかった理由については、「短時間勤務にすると給与が減額されるため」「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったため」「仕事が忙しかったため」が多くなっていました。特に「短時間勤務にすると給与が減額されるため」は前回調査時(37.6%)から23.4ポイント増となりました。

【図表 24】母親の短時間勤務制度を利用できなかった理由(複数回答)

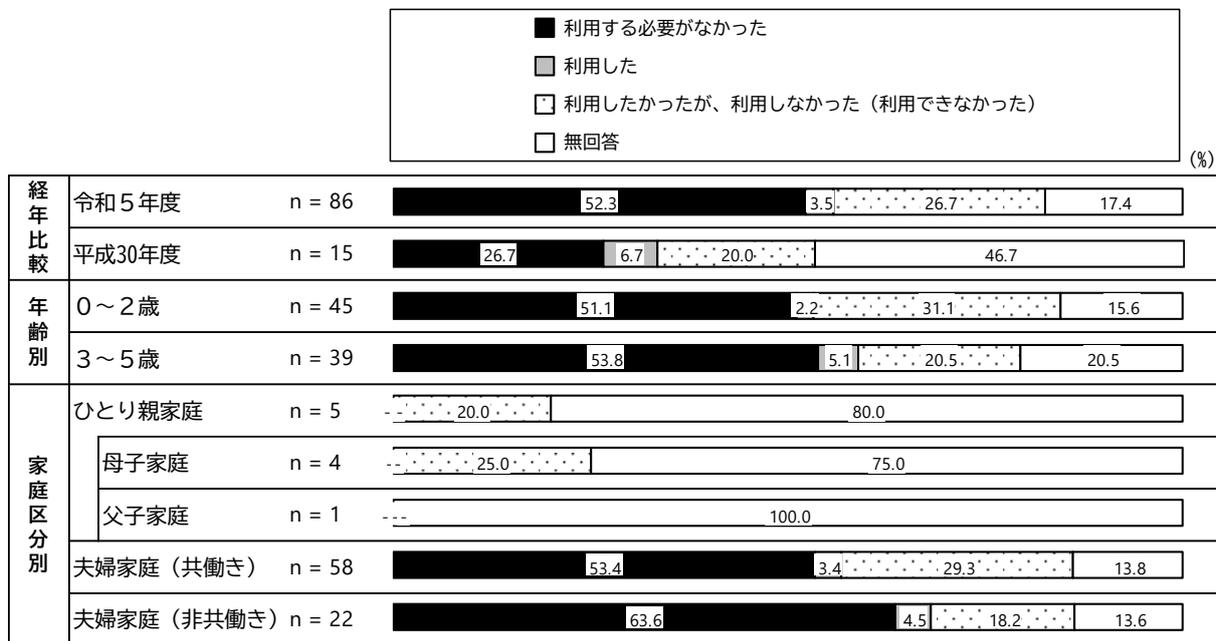
経年比較	年度	n	理由 (%)										
			額短時間勤務にすると給与が減	に職場に短時間勤務制度を取り	仕事忙しかったため	職場に短時間勤務制度がな	所申請の優先順位が下がるため	短時間勤務にすると保育所の入	ことを知らなかったため	短時間勤務制度を利用できる	子どもをみてくれる人がいた	間勤務者が育児休業制度や短時	退職したため
経年比較	令和5年度	105	61.0	47.6	42.9	19.0	11.4	4.8	3.8	-	-	6.7	2.9
	平成30年度	93	37.6	55.9	49.5	14.0	5.4	10.8	5.4	1.1	-	9.7	4.3
年齢別	0～2歳	32	65.6	46.9	34.4	9.4	12.5	3.1	-	-	-	9.4	3.1
	3～5歳	70	58.6	47.1	47.1	22.9	10.0	5.7	5.7	-	-	5.7	2.9
家庭区分別	ひとり親家庭	3	100.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	母子家庭	3	100.0	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-
	父子家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭(共働き)	95	61.1	47.4	44.2	21.1	12.6	5.3	4.2	-	-	5.3	3.2
	夫婦家庭(非共働き)	4	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	50.0	-

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



父親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況については、26.7%の方が「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答しました。

【図表 25】父親の育児休業取得後の短時間勤務制度の利用状況



父親の短時間勤務制度を利用できなかった理由については、「短時間勤務にすると給与が減額されるため」「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があったため」「仕事が忙しかったため」が多くなっていました。特に「短時間勤務にすると給与が減額されるため」は前回調査時（33.3%）から23.2ポイント増となりました。

【図表 26】父親の短時間勤務制度を利用できなかった理由(複数回答)

経年比較	年齢別	家庭区分別	n	額されるため	短時間勤務にすると給与が減	職場に短時間勤務制度を取り	仕事に忙しかったため	職場に短時間勤務制度がな	間勤務制度を利用したため	配偶者が育児休業制度や短時	所申請の優先順位が下がるため	短時間勤務にすると保育所の入	ため	子どもをみてくれる人がいた	ことを知らなかったため	短時間勤務制度を利用できる	退職したため	子育てや家事に専念するため	その他	無回答	
																					令和5年度
比較年	0~2歳	ひとり親家庭	23	56.5	39.1	39.1	13.0	8.7	4.3	4.3	4.3	-	4.3	4.3	-	-	-	-	4.3	4.3	
			3	33.3	33.3	33.3	33.3	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-
年齢別	3~5歳	夫婦家庭 (共働き)	14	71.4	42.9	35.7	7.1	7.1	7.1	7.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	-
			8	37.5	37.5	50.0	12.5	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5
家庭区分別	夫婦家庭 (非共働き)	ひとり親家庭	1	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		母子家庭	1	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		父子家庭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		夫婦家庭 (共働き)	17	64.7	29.4	35.3	11.8	11.8	5.9	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-	-	5.9	-
		夫婦家庭 (非共働き)	4	50.0	75.0	50.0	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

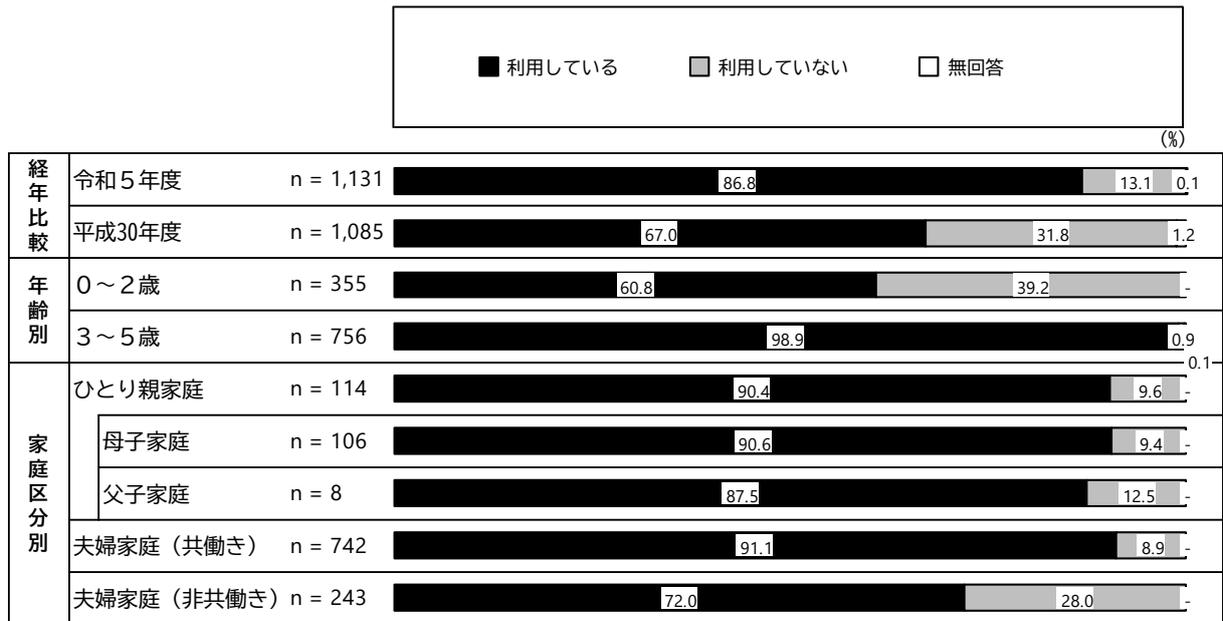
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

## 4 子ども・子育て支援事業の利用状況

### (1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を利用しているのは86.8%でした。前回調査時（67.0%）から19.8ポイント増加しました。

【図表 27】定期的な教育・保育事業の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



定期的な教育・保育事業の利用状況については、「幼稚園」（49.5％）が最も高く、次いで「認可保育所」（42.6％）となっていました。全体的には「認可保育所」（42.6％）・「幼稚園の預かり保育」（19.1％）・「認定こども園」（6.8％）・「小規模保育施設」（3.6％）・「事業所内保育施設」（0.9％）・「その他の認可外保育施設」（0.7％）・「自治体の認証・認定保育施設」（0.6％）を合わせた《保育事業（認定こども園を含む）》（74.3％）が最も利用されていました。

【図表 28】定期的な教育・保育事業の利用状況(複数回答)

		n	幼稚園	認可保育所	幼稚園の預かり保育	認定こども園	小規模保育施設	事業所内保育施設	その他の認可外保育施設	自治体の認証・認定保育施設	ファミリー・サポート・センター	家庭的保育	居宅訪問型保育	その他	無回答
比較年	令和5年度	982	49.5	42.6	19.1	6.8	3.6	0.9	0.7	0.6	0.3	-	-	1.7	0.4
	平成30年度	727	41.1	50.6	10.6	0.6	2.1	1.2	1.9	0.4	0.4	-	-	2.3	0.1
年齢別	0～2歳	216	17.6	62.5	3.7	7.9	13.0	3.7	3.2	0.9	0.5	-	-	0.5	0.5
	3～5歳	748	58.4	36.8	23.5	6.7	0.9	0.1	-	0.5	0.1	-	-	2.1	0.4
家庭区分別	ひとり親家庭	103	32.0	60.2	13.6	7.8	4.9	1.0	-	-	1.9	-	-	-	1.0
	母子家庭	96	32.3	59.4	14.6	8.3	5.2	1.0	-	-	1.0	-	-	-	1.0
	父子家庭	7	28.6	71.4	-	-	-	-	-	-	14.3	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	676	42.0	49.1	23.7	6.8	4.4	1.2	1.0	0.6	0.1	-	-	1.5	0.3
	夫婦家庭（非共働き）	175	89.1	5.1	3.4	6.9	-	-	-	1.1	-	-	-	4.0	0.6

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査



定期的な教育・保育事業の今後の利用希望については、「幼稚園」(57.7%)が最も高く、次いで「認可保育所」(47.8%)、「幼稚園の預かり保育」(37.9%)となっていました。

現在の利用状況と比較すると、「幼稚園の預かり保育」が18.8ポイント増、次いで「認定こども園」が18.3ポイント増でした。

【図表 29】定期的な教育・保育事業の今後の利用希望(複数回答)

		n	幼稚園	認可保育所	幼稚園の預かり保育	認定こども園	小規模保育施設	ファミリー・サポート・センター	事業所内保育施設	居宅訪問型保育	施設 自治体の認証・認定保育	家庭的保育	その他の認可外保育施設	その他	無回答
比較年	令和5年度	1,131	57.7	47.8	37.9	25.1	9.2	6.5	5.8	5.5	2.4	1.9	1.1	2.2	1.3
	平成30年度	1,085	60.2	48.8	29.7	19.4	7.5	4.6	4.9	2.7	1.2	1.4	0.7	1.5	4.6
年齢別	0～2歳	355	47.9	66.5	28.7	32.7	17.5	7.9	8.2	5.9	4.5	2.5	1.4	0.8	0.6
	3～5歳	756	62.2	39.0	41.8	21.8	5.3	5.8	4.9	5.2	1.5	1.6	0.9	2.9	1.7
家庭区分別	ひとり親家庭	114	43.0	64.0	32.5	20.2	8.8	4.4	8.8	6.1	4.4	2.6	0.9	0.9	2.6
	母子家庭	106	43.4	64.2	34.0	20.8	9.4	3.8	9.4	6.6	4.7	2.8	0.9	0.9	2.8
	父子家庭	8	37.5	62.5	12.5	12.5	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭(共働き)	742	52.0	54.4	38.4	27.5	10.6	6.1	6.6	5.8	2.4	1.6	1.1	2.4	1.2
	夫婦家庭(非共働き)	243	83.1	18.9	39.5	20.6	5.8	8.2	2.5	3.3	1.2	1.2	0.8	2.1	0.8

資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

**(2) 定期的な教育・保育事業の利用している理由と利用していない理由**

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているため」（72.3%）が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」（61.4%）、「子育て（教育を含む）をしている方に就労予定がある／求職中であるため」（3.0%）となっていました。

**【図表 30】平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由(複数回答)(%)**

	比較年	n	子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているため	子どもの教育や発達のため	子育て（教育を含む）をしている方に就労予定があるため	子育て（教育を含む）をしている方に病気や障害があるため	子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族を介護しているため	子育て（教育を含む）をしている方が学生であるため	その他	無回答
			令和5年度	982	72.3	61.4	3.0	1.9	0.7	0.3
平成30年度	727	73.6	57.5	1.2	0.6	0.3	0.4	1.2	0.8	
年齢別	0～2歳	216	87.0	43.1	2.8	2.3	-	-	0.9	2.8
	3～5歳	748	68.0	66.6	2.9	1.7	0.9	0.4	0.8	1.5
家庭区分別	ひとり親家庭	103	82.5	45.6	4.9	4.9	1.0	1.0	-	3.9
	母子家庭	96	83.3	45.8	5.2	5.2	1.0	1.0	-	4.2
	父子家庭	7	71.4	42.9	-	-	-	-	-	-
	夫婦家庭（共働き）	676	88.3	55.6	1.3	0.7	0.4	0.1	1.0	1.2
	夫婦家庭（非共働き）	175	5.1	92.6	7.4	4.6	1.1	-	1.7	2.3

平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」（35.1%）が最も高く、次いで「利用する必要がないため」（33.8%）、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがないため」（12.2%）となっていました。

「子どもがまだ小さいため」と回答した方が前回調査時（47.8%）より12.7ポイント減少しました。

**【図表 31】平日に定期的な教育・保育事業を利用していない理由(複数回答) (%)**

	比較年	n	子どもがまだ小さいため	利用する必要がないため	利用するに空きがないため	子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているため	子育て（教育を含む）をしている方に病気や障害があるため	子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族を介護しているため	子育て（教育を含む）をしている方が学生であるため	その他	無回答	
			令和5年度	148	35.1	33.8	12.2	8.8	5.4	2.0	0.7	-
平成30年度	345	47.8	33.3	15.9	9.9	6.4	1.4	1.4	-	15.1	0.3	
年齢別	0～2歳	139	36.7	33.8	11.5	7.9	5.8	2.2	0.7	-	20.9	1.4
	3～5歳	7	-	28.6	14.3	28.6	-	-	-	-	42.9	14.3
家庭区分別	ひとり親家庭	11	9.1	9.1	9.1	36.4	9.1	-	-	-	54.5	9.1
	母子家庭	10	10.0	10.0	10.0	40.0	10.0	-	-	-	60.0	-
	父子家庭	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.0
	夫婦家庭（共働き）	66	34.8	18.2	24.2	6.1	3.0	3.0	1.5	-	22.7	3.0
	夫婦家庭（非共働き）	68	41.2	52.9	1.5	5.9	5.9	1.5	-	-	14.7	-

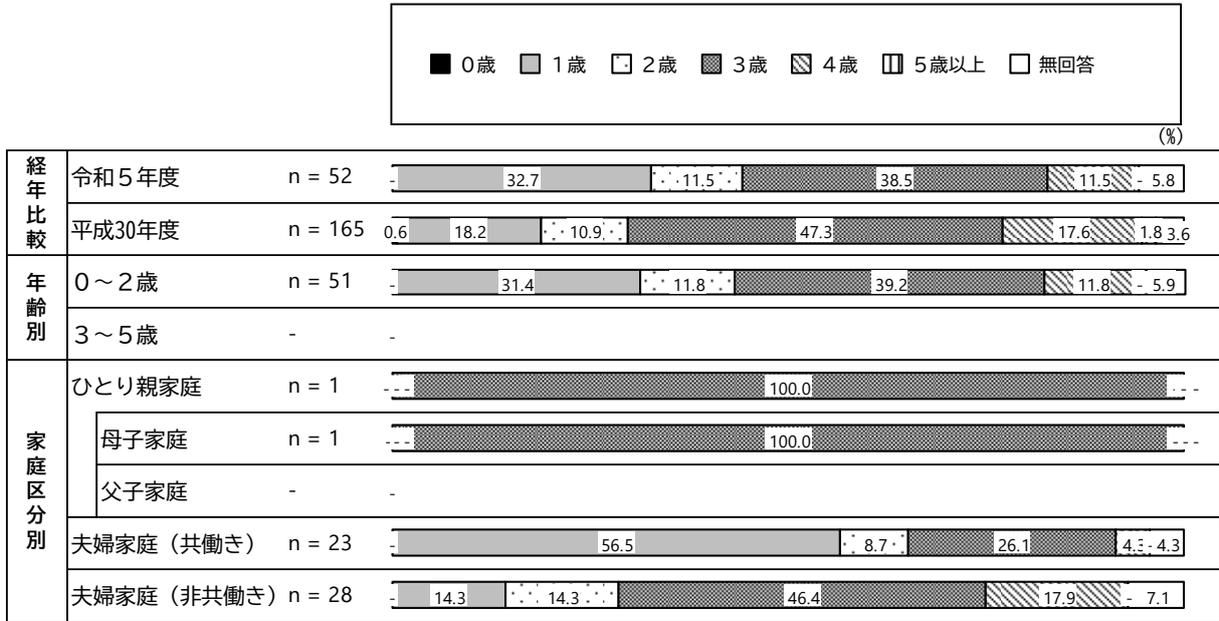
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



教育・保育事業の利用を考える際の子どもの年齢については、「3歳」(38.5%)が最も高く、次いで「1歳」(32.7%)、「2歳」「4歳」(11.5%)となっていました。

「1歳」と回答した方が前回調査時(18.2%)より14.5ポイント増加しました。

【図表 32】教育・保育事業の利用を考える際の子どもの年齢



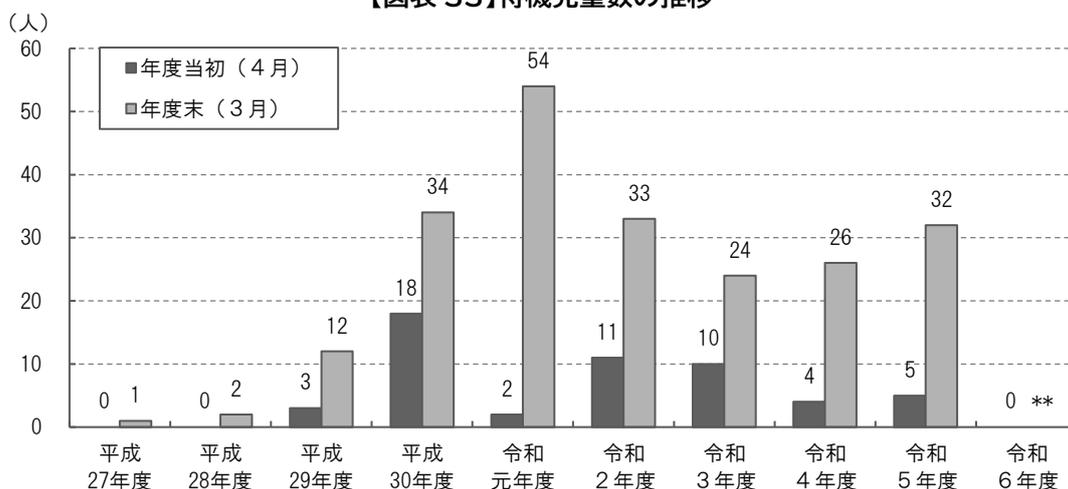
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

## 5 待機児童と放課後児童クラブの状況

### (1) 待機児童数

年度当初（4月）と年度末（3月）の待機児童の状況をみると、いずれの年も年度当初より年度末での待機児童数が多くなっています。

【図表 33】待機児童数の推移

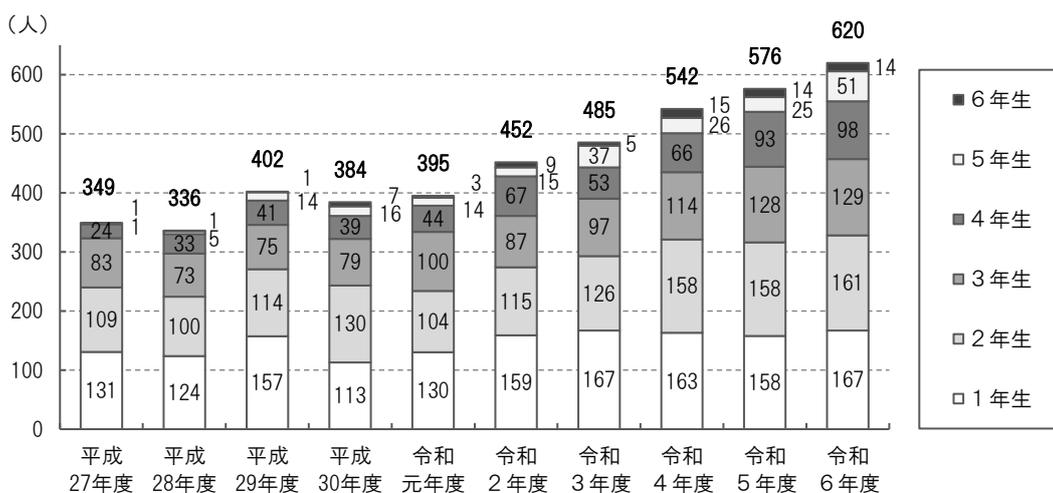


資料：新子育て安心プラン・塩竈市の保育事業の方向性について

### (2) 放課後児童クラブの登録児童数

放課後児童クラブの登録児童数は、全体で令和2年度以降大きく増加し、令和6年度には600人超となっています。また、高学年の登録児童数は増加傾向にあり、平成27年度から令和6年度にかけて6倍強となっています。

【図表 34】放課後児童クラブの登録児童数の推移



資料：主要な施策の成果（各年4月1日）

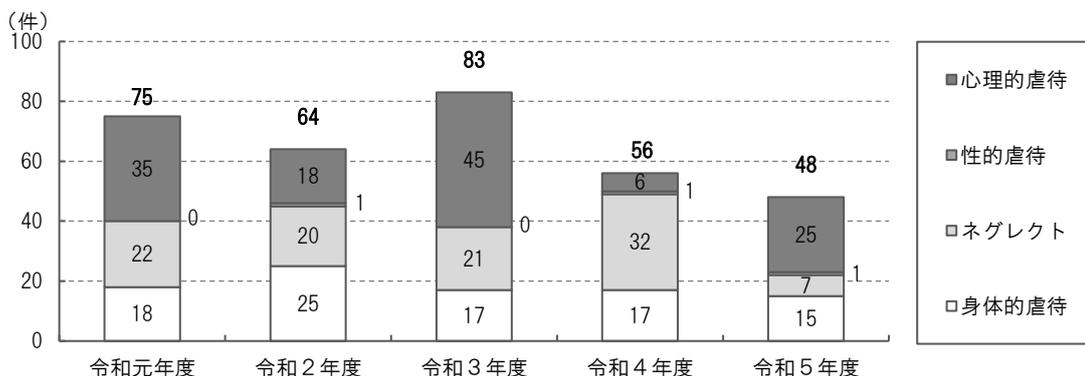
## 6 児童虐待の状況

### (1) 児童虐待の相談について

本市の児童虐待相談件数の推移をみると、令和4年度以降は50件前後で推移しています。

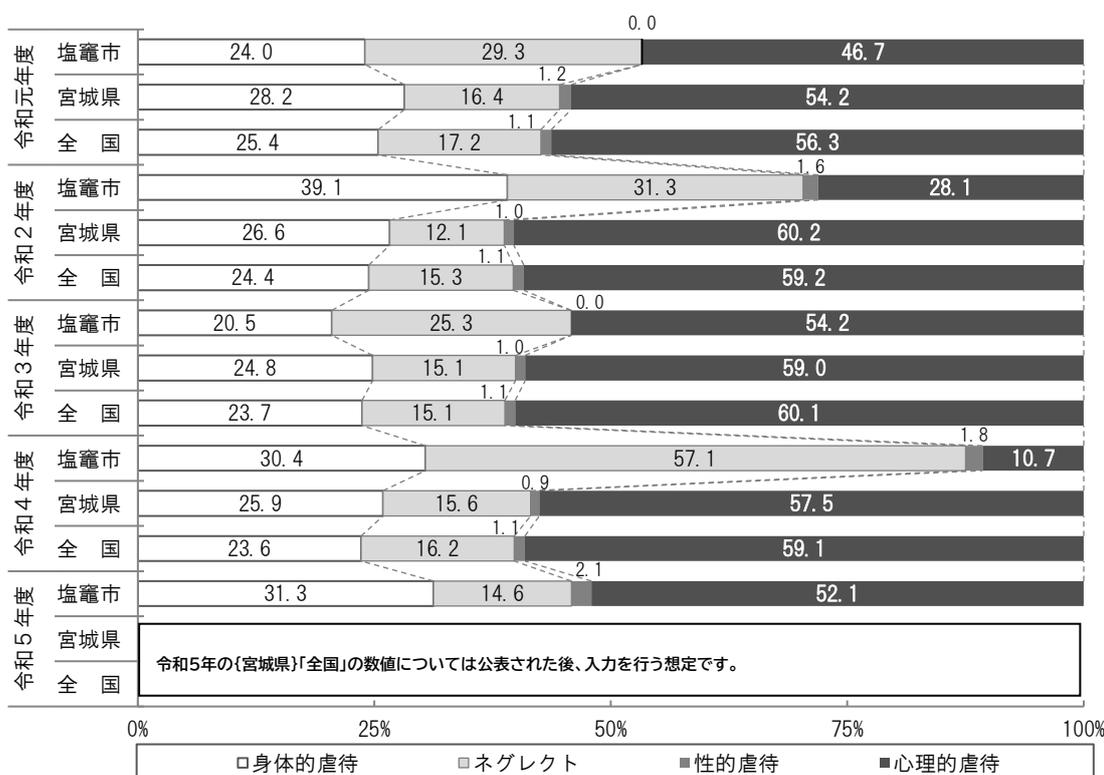
また、内容別割合をみると令和3年度は「心理的虐待」、令和4年度は「ネグレクト」の割合が最も高くなっています。「ネグレクト」の割合は、県・全国値より高い傾向にあります。

【図表 35】児童虐待の内容別相談件数の推移



資料：福祉行政報告例

【図表 36】児童虐待の内容別相談割合の比較

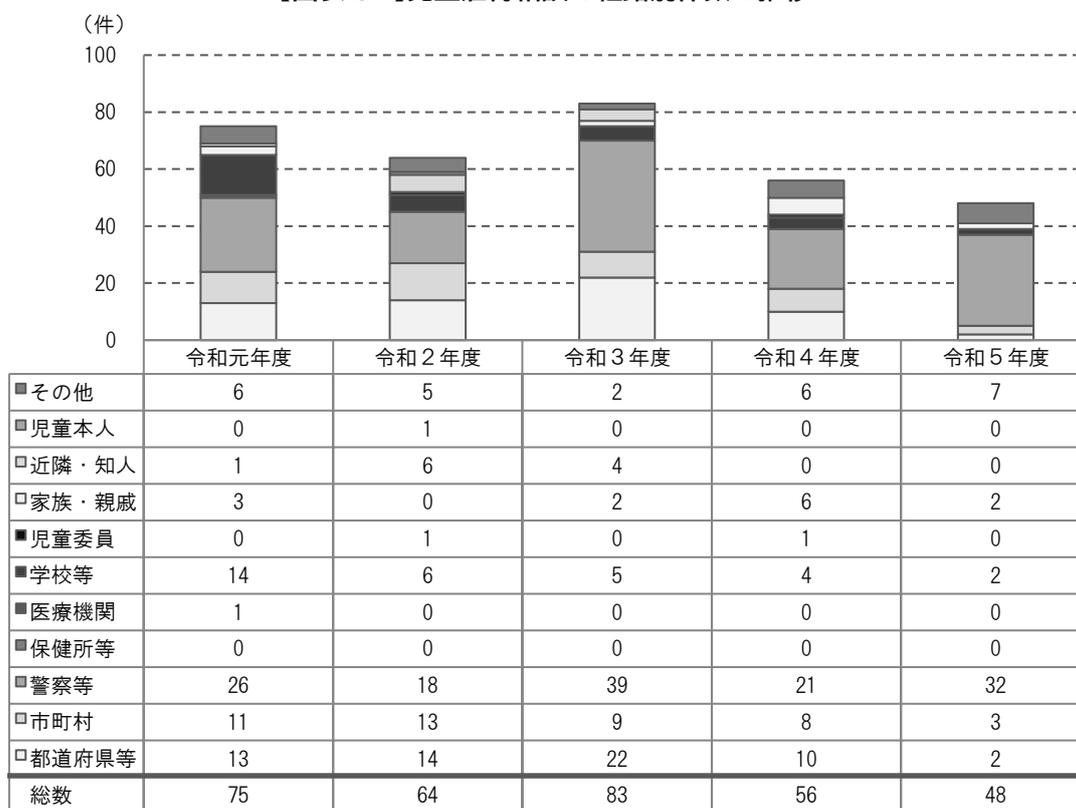


資料：福祉行政報告例



児童虐待相談の経路別件数の推移をみると、年度によりばらつきはあるものの、いずれの年度も「都道府県等」「市町村」「警察等」「学校等」が大半を占めています。特に令和5年度では「警察等」を経路とした相談が6割以上となっています。

【図表 37】児童虐待相談の経路別件数の推移



資料：福祉行政報告例



## 7 施策の進捗評価

第2期計画は、3つの基本目標と9つの主要な施策による128事業により構成されています。

本計画の策定に当たり、第2期計画における施策の進捗評価を各事業の担当課で行い、その評価に基づき子育て支援課で検証・評価の修正を行いました。

### ■第2期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	成果があった	やや成果があった	あまり成果がなかった	成果がなかった	評価できず (未実施含む)
計画全体	128	施策評価が完了後、入力を行う予定です。				
基本目標1 子どもがのびのびと健やかに育つまち	44					
主要な施策(1) 子どもが健全に育つ環境づくり	15					
主要な施策(2) 多様な教育・学習の推進	25					
主要な施策(3) 特別な支援が必要な子どもに対する対応	4					
基本目標2 親が安心して子どもを産み育てられるまち	49					
主要な施策(1) 健やかな子育ての推進	23					
主要な施策(2) 働きながら子育てできる環境づくり	14					
主要な施策(3) 子育て家庭への支援	12					
基本目標3 地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち	35					
主要な施策(1) 子育てを支援する生活環境の整備	20					
主要な施策(2) 児童虐待防止対策の充実	5					
主要な施策(3) 子ども・家庭を支援する地域社会づくり	10					

※ 施策評価:令和6年6～7月実施

※ 第2期計画期間:令和2～6年度



---

## **第3章**

# **計画の基本的な考え方**

---



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

いのち  
**生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、  
子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しがま**

子どもたちは、その一人ひとりがかけがえのない生命(いのち)です。  
そして、すべての子どもは、個性という光を持ち、未来に向けて虹色の輝きを放ち  
つづける大切な存在です。

現代社会は、これまで子どもたちを育ててきた豊かな基盤、心の豊かさが少しずつ  
失われてきています。

いま、私たちは、すべての子どもたちが夢や希望を抱き、無限の可能性を拓くこと  
ができるように、これまで培われてきた伝統や文化、多彩な自然、そして人として  
の尊厳と親子と子・人と人とのきずなを大切にすることを、未来へ受け継いでいか  
なければなりません。

私たちは、「子どもを生み育てることの喜びを男性と女性・家庭と地域が共有する  
とともに、子どもたちが多様な個性を發揮しながら、のびのび育つことができるま  
ち」の実現を目指します。



## 2 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を定めます。

### 目標1:子どもがのびのびと健やかに育つまち

---

すべての子どもたちは、本来「育つ力」を持っており、社会の中で一人ひとりが自主性や主体性を発揮することによって、個性という光を放ちながら、未来を明るく照らします。

子どもが自ら考え、主体的に行動できる「自ら生きる力」を育み、そして社会の一員として「ともに生きる心」を養っていくことができるよう“子どもがのびのびと健やかに育つことができるまちづくり”を進めていきます。

### 目標2:親が安心して子どもを産み育てられるまち

---

子どもを産み育てることは、私たちに感動と喜びを与えてくれるとともに、未来へとつながっていく、かけがえのない営みです。

すべての人が子育ての大切さを認めあう中で、親がゆとりや豊かさ、健やかさに満たされながら、子育てをすることの楽しさを実感することができるよう“親が安心して子どもを産み育てられるまちづくり”を進めていきます。

### 目標3:地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまち

---

子どもを産み育てることは、家庭はもとより社会全体であたたかく見守られるべき大切な営みです。子どもたちは、親はもちろん周囲のたくさんの大人たちによって、大切にされ信頼されることで、社会の中で夢や希望を抱きながら、明るく輝きます。

地域や学校、事業所・企業、行政など社会を構成するさまざまな主体が協働しながら、家庭や社会の中で、子どもや子育てを支えていくことができるよう、“地域社会が子どもの育ちと子育てを支えるまちづくり”を進めていきます。

### 3 施策の体系図

《基本理念》

いのち  
 生命の誕生と子育ての感動を分かちあい、  
 子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま

